

高崎じまん地場産コーナー運営業務委託

仕様書

令和7年12月

I 一般事項

1. 事業の背景と目的

高崎市（以下、「発注者」という。）では、高崎オーパ1階の「高崎じまん」と「イオンスタイル高崎」内の2カ所に高崎産農産物の魅力を発信するための高崎じまん地場産コーナー（以下、「地場産コーナー」という。）を設置している。これらの地場産コーナーは、市内全域から良質で厳選された農産物を取りそろえ、一年を通じて購入できるワンランク上の売り場とすることにより、高崎産農産物全体のPRやイメージアップを図るための旗艦店の役割を担っている。

平成29年10月の高崎オーパの開業とともに開設した地場産コーナーは、今年度で8年目を迎え、消費者により多くの良質な高崎産農産物を認知・購入してもらうため、高崎産農産物を生産する農家の掘り起こし等を含めた出荷農家の拡大が求められている。

これまで、市の補助金を用いて地場産コーナーの運営を行ってきたが、より効果的に高崎産農産物の魅力を伝えるPR・販売活動を推進し、更なる高崎じまん地場産コーナーの売上向上及び出荷農家の所得向上を目指すことを目的に、高崎じまん地場産コーナー運営業務を実施するもの。

2. 業 務 名 高崎じまん地場産コーナー運営業務

3. 業務場所 高崎市内一円

4. 業務内容

本業務は、以下のとおりとする。

（1）基本業務

- ① 地場産コーナーの管理運営
- ② 高崎産農産物の集荷（定期集荷）
- ③ 集荷拠点の管理運営
- ④ 地場産コーナーにおける販売促進
- ⑤ 地場産コーナーにおける高崎産農産物及び生産者のPR
- ⑥ 出荷者及び関係機関との情報共有
- ⑦ その他、高崎産農産物の販売・PRに関する業務

（2）提案業務

- ① 高崎産農産物の集荷（定期集荷以外の個別集荷等）
- ② 地場産コーナーへの出荷勧誘、出荷農家の掘り起こし
- ③ SNS等を活用したPR、販売活動
- ④ 出荷者のブランド力向上取組支援
- ⑤ その他、高崎産農産物のPR、ブランド力向上及び販売促進に関する取組

5. 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 委託限度額 37,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 支払方法 分割払いとする

8. 業務実施条件

- （1）関係法令を遵守すること。
- （2）受託者は、本業務を遂行する業務計画、担当者等業務体制について、発注者に予め知らせるものとする。
- （3）業務の遂行にあたっては、発注者及び発注者が指示する者と定期的な打合せを行うものとする。そのために随時連絡、調整を行うことができる体制をとることとし、発注者の指示があった場合には、その内容に従うこと。
- （4）受託者は業務完了後、業務実施内容等について書面で発注者に提出すること。

9. 事務所の貸与

- (1) 業務上必要な事務所を契約期間中は無償で貸与する。ただし、業務に必要な外線電話及びインターネットの設備及び維持費、事務用消耗品、通信運搬費、什器、事務用備品等は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、事務所を管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。
- (3) 受託者は、事務所の損傷等又は物件の不適切な使用があった場合には、受託者の責任において補充し、もしくは現状復旧しなければならない。

10. その他

- (1) 再委託等の制限
 - ・受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、高崎市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。
- (3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。
- (4) 権利の帰属

本業務により発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、委託料の支払が完了したときをもって本市に譲渡すること。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作権者人格権を行使しないこと。
- (5) その他

本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。

II 運營業務企画提案の内容

1. 基本業務

- (1) 地場産コーナーの管理運営

高崎オーパ1階の高崎じまん及びイオンスタイル店舗内の地場産コーナーの管理運営

 - ① 集荷もしくは持込された高崎産農産物の検品
 - ② 販売スペースへの陳列・引下げ及び管理（2カ所の地場産コーナー間の調整行為を含む）
 - ③ 高崎産農産物の納品及び販売等の数量管理及び報告書類の作成
- (2) 高崎産農産物の集荷（定期便）
 - ① 別添資料1で示す定期便（通年実施）による集荷
 - ② 別添資料1で示す出荷農家が使用する出荷コンテナの管理・補充
- (3) 集荷拠点の管理運営
 - ① 別添資料2で示す8カ所の集荷拠点の管理運営
 - ② 各拠点に配置されているラベルシールプリンターの管理
 - ③ ラベルシール等資材の補充
- (4) 地場産コーナーにおける販売促進
 - ① 試食の実施による販売促進
 - ② 試食販売の実施については、発注者が指示する物と協議の上、実施する事。
 - ③ 季節やイベントに応じた装飾の実施

- (5) 地場産コーナーにおける高崎産農産物及び生産者のPR
 - ・ 高崎産農産物や生産者を紹介するポップ等の宣伝資材の作成及び配置
- (6) 出荷者及び関係機関との情報共有
 - ① 出荷者と高崎産農産物の生産状況及び販売状況等の情報共有
 - ② 発注者及び発注者が本業務を遂行する上で必要と判断する者との情報共有を密に運営すること。
 - ③ 高崎産農産物の納品及び販売等の数量管理及び報告書類等については、指定の期日までに発注者及び発注者が指示する者に報告すること。
- (7) その他、高崎産農産物の販売・PRに関する業務
 - ・ 発注者より、イベント等への協力要請があった場合には応じること。
ただし、特段の事由が認められる場合には、発注者と協力について協議することが出来る。

2. 応用・発展業務

- (1) 高崎産農産物の集荷（定期便以外）
- (2) 地場産コーナーへのお荷勧誘、お荷農家の掘り起し
- (3) SNS等を活用したPR、販売活動
- (4) お荷者のブランド力向上取組支援
- (5) その他、高崎産農産物のPR、ブランド力向上及び販売促進に関する取組